

小諸市手話言語条例 施策推進方針を策定しました

福祉課 福祉係

令和6年4月に「小諸市手話言語条例」が施行となり、小諸市は、手話が言語であるという認識のもと、手話言語が、障がいのある人もない人も、お互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、市民誰もが手話言語に親しみ、手話言語に対する理解を深め、手話言語が広く日常生活で利用されるまちを目指すため推進方針を策定しました。活動の重点は以下のとおりです。

1 手話言語に対する理解及び手話言語の普及に関すること

- ・市ホームページや広報こもろ、リーフレットなど様々な手段を活用し、ろう者等と手話言語に関する理解を広める取組を行います。
- ・ろう者等への理解を深めるとともに、手話言語に親しみ、学ぶ機会を通じ、手話言語の普及を推進します。



R6/3/19、小諸市手話言語条例が制定されました

2 手話言語を使用しやすい環境の構築に関すること

- ・市及び事業者等が主催するイベントや会議などにおいて、必要に応じて手話通訳者などを配置するよう努めます。(ろう者等の社会参加を促進します。)
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校において、手話言語等が必要な子ども及び保護者等に対する相談支援体制の充実を図ります。
- ・災害時において、ろう者等が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通ができるよう、手話による情報発信に努めるとともに、避難所その他情報保障を必要とする場所に手話通訳者を派遣するなどの支援を進めます。



小学校での手話学習の様子

3 意思疎通支援者等の確保及び養成に関すること

- ・関係機関と連携し、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座を継続的に実施し、ろう者等の意思疎通支援を担う人材の確保、養成を図ります。また、手話通訳者、要約筆記者の確保・登録を推進します。



市職員も手話研修を実施しました

4 手話言語を学ぶ機会の確保に関すること

- ・市民が手話講座を学ぶ機会と手話に親しむことができるよう、手話出前講座を実施します。
- ・市役所においては職員に対して手話講座を実施するなど、ろう者等とのコミュニケーションの円滑化を図ります。
- ・市内の小中学校等を対象に、手話言語を楽しく学べるよう、手話言語とろう者等に対する理解を深める機会を提供します。

山下ゆき枝さん
福祉課 手話通訳者

みんなで

手話を

広めよう!

